

潟上市キャッシュレス決済導入業務委託に係る公募型プロポーザル質問回答書

No	質問	回答
1	<p>【公募型プロポーザル実施要領 2. 事業の概要 (4)提案上限額について】</p> <p>導入経費とPOSシステム利用料6か月分は合算した金額が提案上限額になる認識でお間違いないでしょうか。</p>	<p>ご提案いただく額は、導入経費総額です。様式第6号 価格提案書の1導入経費内訳書の(5)導入経費総額と同額になります。</p> <p>内訳書の1導入経費内訳書(1)ハードウェアはキャッシュレス決済導入業務仕様書の5キャッシュレス決済端末及び周辺機器となります。</p>
2	<p>【別紙2 公募型プロポーザル評価要領 2評価方法 (4)評価項目 決済処理について】</p> <p>請求書でのお支払いは必須となりますでしょうか。もしくは相殺でのお支払いでもご参加可能になりますでしょうか。</p>	<p>請求書での支払いは必須ではありません。評価の対象としたものであり、繰替払(相殺)の方法による場合もプロポーザルへの参加は可能です。</p>
3	<p>【別紙1 仕様書 5 キャッシュレス決済端末及び周辺機器(1)仕様等 イについて】</p> <p>「各種データの集計、蓄積機能が利用できること」とありますが、各種データの必須項目はございますでしょうか。</p>	<p>科目(品目)別、支払種別ごとの集計機能を有していれば問題ありません。</p>
4	<p>【別紙1 仕様書 6指定納付受託者業務 (4)指定納付の方法 ウについて】</p> <p>クレジットカード決済における支払方法は一回払いのみを想定しておりましたが、分割払いやボーナス払いを認める運用でしょうか。一般的にカード会社からの精算は、2回払いは2回に分けて、ボーナス払いは8月、12月の年2回の精算となります。支払い方法の種類を問わず一括納付は必須でしょうか。</p>	<p>納入義務者のクレジットカード決済における支払方法は一括納付のみを想定しております。指定納付受託者は市の指定口座に一括納付することとなります。</p>